

## 労働保険料の滞納整理について

沖縄労働局では、労働保険料の財政の健全化と労働保険料納付の公正公平性を維持するため労働保険料を滞納している事業場に対して自主納付を促すため、納付督促を行っております。

しかしながら、再三の納付督促にもかかわらず、保険料の滞納を続ける事業場に対しては、国税徴収法に基づき、財産調査を行い、滞納処分（金融機関の口座等の差押）を実施しております。

平成 30 年度の差押実施状況 37 件 徴収金額 2,012,565 円

令和元年度の差押実施状況 39 件 徴収金額 1,961,550 円

(令和元年 10 月末)

労働保険料につきましては、自主納付を前提にお願いしてまいりますが、自主納付に応じていただけない事業場に対しては、今後とも、労働保険料の滞納処分（差押）を実施していくこととしております。

労働保険に関するお問い合わせにつきましては、沖縄労働局総務部労働保険徴収室又は各労働基準監督署あてお願いいたします。

お問合せ先

沖縄労働局総務部労働保険徴収室

TEL098-868-4038